事業評価書(事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)		求人、	新規学卒者等の求める能力の明確化の促進
担当部局·課	主管部局・課		職業能力開発局能力開発課
	関係部局	引・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	5	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともにその能力を十分
		に発揮できるような環境の整備をすること
施策目標	1	雇用の安定・拡大を図るため職業能力開発の枠組みを構築すること
	1	キャリア形成支援システムを整備すること

(2) 事業の概要

事業内容(新規・一部新規)

能力要件明確化アドバイザーを公共職業安定所及び雇用・能力開発機構都道府県センターに配置し、求人の職業能力要件を明確化したうえで求職者はその情報を提供するとともに、求人者のニーズに即し、求職者の個々人の能力・適性等に応じた訓練コースのコーディネート等を実施する。

H14 H15 H16 H17 H18 - 1, 210 - - -	予算概算要求額	質		(単位:百万円)
	H 1 4	H 1 5		H 1 8
	_	1, 210	_	_

※ 当該事業は平成 16 年度以降、独立行政法人雇用・能力開発機構において実施しているため、運営費交付金のうち、当該事業に係る予算額の特定は困難である。

(3) 問題分析

①現状分析

産業構造の変化の下で、雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善が進んでおり、新規求人倍率は平成15年1.07倍、平成17年1.46倍と引き続き増加傾向にあるが、求人の充足率が平成15年度25.7%、平成17年の21.2%と低下傾向にあることから、求人・求職におけるミスマッチの存在が伺われるところである。

②問題点

産業構造の変化の下で、職業能力等に起因する、企業の求人ニーズと労働力供給 とのミスマッチが生じている。求人の充足率が低下傾向にあることから、求人・休職 におけるミスマッチが生じていると考えられるが、求人者の求める職業能力要件が正 しく把握できない、又は、要件を満たしている求職者が少ない等の問題がある。

③問題分析

企業の求人ニーズに合致するように、多様な職業訓練を効果的に実施することにより、職業能力に係る労働力供給のミスマッチを解消し、求人者の求める職業能力要件を適確に把握し、これを適切に求職者に提供するとともに、求人の求める人材ニーズに合った職業能力開発を進めていく必要がある。

④事業の必要性

雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善が進んでいるが、職業能力面でのミスマッチが存在しているところである。企業の求人ニーズを的確に把握し、そのニーズに合致した、多様な職業訓練を効果的に実施することにより、職業能力に係る労働力供給のミスマッチの解消を図ることが重要であり、本事業はこのための有効な手段と考えられる。

(4) 事業の目標

(-) 3 > 4 1 1 1 1								
アウトプット指標	プウトプット指標 H13 H14		H 1 5	H 1 6	H 1 7	目標値/基準値		
能力要件明確化アドバーーー			20,110	29,280	41,943			
イザーの相談件数								
(説明)	(モニタリングの方法)							
求人者等に対してアドバ	雇用・能力開発機構による調査							
指導を行った件数。								
参考指標(過去数年度0	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7			
訓練コースの設定数	_	_	2,764	3,286	3,355			
(説明)			(モニタリングの方法)					
訓練受講者個々人の能力に即した事業主			雇用・能力開発機構による設定数					
▮訓練文講有個々人の能力	11011101	(尹木工	/田/11	10/2/11/0	1000		•	

2. 評 価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) 有 無 その他 (理由)

公益性がある公共職業安定所の職業紹介事業の機能を高めるとともに、企業のキャリア形成支援を促進するための環境づくりやシステムづくりを進めるものであり、民間では実施が難しいため。

国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) 有 無 その他 (理由)

必要とされる職業能力開発を各職業・職務ごとに明確化するためのツールである「生涯職業能力開発体系」※の作成は全国規模で行われており、そのツールを利用しての

相談援助により、求人と求職の間の職業能力のミスマッチを解消していくことは、全 国一律で行う必要があり、国が実施するのが適当である。

※「生涯職業能力開発体系」

産業・業種ごとの各職業・職務において求められている職業能力を、仕事の種類と 仕事の難易度に応じて整理・体系化し、さらに、その職業能力を習得するのに必要な 能力開発コースを段階的、体系的に整理したもの

民営化や外部委託の可否

可 否

(理由)

本事業の実施には、「生涯職業能力開発体系」の活用が前提となるが、「生涯職業能力開発体系」の開発・運用は、公共職業訓練により蓄積されたノウハウや、全国の事業主団体等民間の活力を積極的に活用している。しかし、それにより明確化された情報をもとに個人が自発的にキャリア形成を行っていくことを推進し、職業能力のミスマッチの解消等を図り、雇用の安定・拡大を目指すことは、全国一律に、公平な事業運営が要求されるため、国を主体とした実施が必要なものであり、この事業についての民営化は困難である。

また、雇用・能力開発機構は、すでに「生涯職業能力開発体系」に関してのノウハウの蓄積があるため、国が直接実施するよりも、国の管理の下、雇用・能力開発機構に事務の一部を委託することが適切である。

緊要性の有無 有 無

(理由)

産業構造等の変化に伴い、労働者に求められる職業能力が急速に変化している中、 労働者の失業や就職困難の理由の1つとされている、職業能力のミスマッチを解消す るためにも求人者による能力要件の明確化を通じて、キャリア形成を推進していくた めのシステムを構築していくことが喫緊の課題となっている。

(2) 有効性

政策効果が発現する経路

労働者のキャリア形成に関する業務に従事することを希望し、かつ人事労務管理の 経験を有する中高年離職者を公共職業安定所に能力要件明確化アドバイザーとして配 置し、さらに、同アドバイザーが効果的に能力情報開示の推進業務が実施できるよう に研修を実施する。

そのうえで、企業内における職務、仕事を遂行するために必要な職業能力、能力開発目標やキャリア・ルート等を明確化するための情報提供、相談援助とともに、それらの情報を求人情報に反映するよう、同アドバイザーから求人者に対して要請する。

その結果として、求職者側が、キャリア・コンサルティングや職業相談を受け、上記のような明確化された情報をもとに、公共職業能力開発施設又は民間教育訓練施設において、能力開発等が行われる。

その結果として、求人側は、必要な能力要件を明確化することで、より希望に近い 人材を雇用することができ、求職者側は、希望する職種または企業に就職するために 必要な能力要件を容易に入手することができるため、適切なキャリア形成が可能とな る

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

無

1(4)の事業の目標欄のとおり、能力要件明確化アドバイザーの相談件数は、平成17年度においては、事業開始年度である平成15年度の2倍以上の伸びを示しており、一定のニーズには対応し、政策効果があったものと考えられる。

また、「訓練コースの設定数」も着実な伸びを示していることからも、本事業が効果を上げていることが検証され、能力要件明確化アドバイザーの相談とあわせて求職者の早期再就職に寄与したものと考えられる。

今後も、明確化された能力情報をもとに、能力開発等の個人のキャリア形成が行われる一方、求人側と求職者側の職業能力のミスマッチが解消され、雇用の安定・拡大が図られることが見込まれる。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

なし

(3) 効率性

手段の適正性

公共職業安定所と都道府県センター等との密接な連携を図りつつ、求人企業(求人票)の能力要件を明確化することや個々人の能力に即した訓練コースの設定を行うなどしており、再就職の促進のための手段として効率的である。

費用と効果の関係に関する評価

能力要件明確化アドバイザーについては、労働力需給におけるミスマッチを解消し、より就職に結びつく実践的な職業能力の習得を図るため、公共職業安定所に配置して、求人企業(求人票)の能力要件を明確化するとともに、都道府県センターに配置して、委託訓練実施事業主等の求める出来上がり像となる訓練受講者個々人の能力に即した事業主委託訓練コース設定等を行い、密接な連携により効果的な職業訓練を実施しており、早期再就職の促進に効果があったものと考えられる。

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無有

(有の場合の整理の考え方)

(4) その他

特になし

(5) 反映の方向性

能力要件明確化アドバイザーについては、労働力需給におけるミスマッチを解消し、 より就職に結びつく実践的な職業能力の習得を図るため、

- ① 公共職業安定所に配置して、求人企業(求人票)の能力要件を明確化するとともに、
- ② 雇用・能力開発機構都道府県センターに配置して、委託訓練実施事業主等の求める出来上がり像となる訓練受講者個々人の能力に即した事業主委託訓練コース設定

等を行い、

密接な連携により効果的な職業訓練を実施している。しかしながら、能力要件の明確 化については能力要件明確化アドバイザーによらずとも公共職業安定所において実施 していることから、今後は、相談業務等の求人ニーズに基づく事業主委託訓練等の設 定等の業務に特化することとする。

3. 特記事項

- ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし
- ③総務省による行政評価・監視等の状況 なし
- ④国会による決議等の状況 (警告決議、付帯決議等) なし
- ⑤会計検査院による指摘 なし